

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	産業廃棄物処理法に関わる収集運搬業許可制度の電子化・簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、現在は中核市以上の都市で許可事務ができることとされており、事実100を超える許認可権者（行政機関）により事務が行われている。広域的に収集運搬の事業を行う場合に、同一内容の複数の許可を取得・更新しなければいけない現行の制度は、処理業者側の手続き負担が大きく事業展開の弊害にもなっている。また、収集運搬業を行うといった業務の内容にはどの地域で行っても特に変わらないものであるにもかかわらず、許可申請の添付書類は行政ごとに異なるなど、事業者の負担も大きい。この簡素化は行政側にとっても事務量の軽減に繋がる。</p> <p>また、役員の変更届出を提出する場合、多くの行政機関が登記事項証明書の添付を求めているが、商業登記簿の役員の変更登記は10日以上要することも多く、事業者がいかに努力しても法令を遵守できないことがある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>廃棄物処理法 法第14条第1項 法第24条の2          廃棄物処理法 法第14条の2第3項 施行規則10の10</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば（ワンストップサービスの実現）、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>また、役員の変更に係る変更手続に要する添付書類（住民票・登記事項証明書等）を削減する方向で見直すべきである。少なくとも、業を目的としない自社処理のための廃棄物処理施設について、添付書類を削減すべきである。</p> <p>加えて、廃棄物処理施設について軽微な変更を行う場合の届け出に際し、すでに届け出ている役員に係る添付書類については削減すべきである。</p>